

各医療機関の長 様

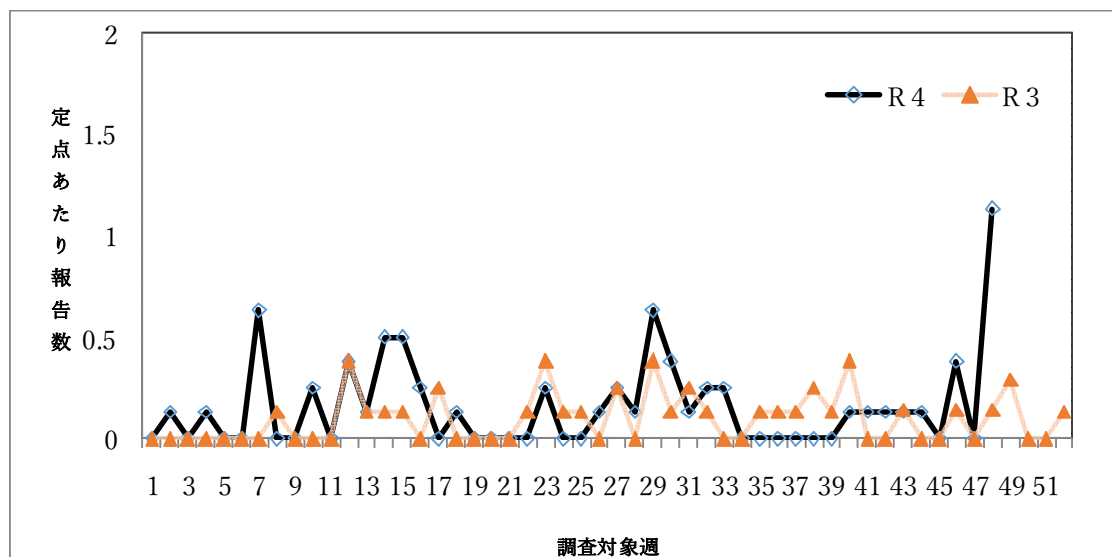
## 旭川市内における水痘（水ぼうそう）の注意報発令について

令和4年12月7日（水）  
旭川市保健所健康推進課  
連絡先 26-1111 内線 2954・2955

本市の感染症発生動向調査において、水痘が流行発生注意報発令の基準値を超えましたのでお知らせします。

### 1 旭川市内の「水痘」の流行状況

本市の感染症発生動向調査によると、水痘については、令和4年第48週（11月28日～12月4日）に、1定点当たりの報告数が1.13人に達し、流行発生注意報の基準値（1定点当たり1人）を超えました。（旭川市の定点医療機関数：8医療機関）



※流行発生注意報：基準値 1

※流行発生警報：開始基準値 2，継続基準値 1

#### 【参考】（注意報・警報とは）

厚生労働省・感染症発生動向調査事業の一環として、定点医療機関を受診した患者数を週ごとに把握、集計し、過去の発生状況をもとに基準値を設け、保健所ごとにその基準値を超えると注意報や警報が発令されるシステム。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを、流行発生後であればその流行がまだ終わっていない可能性があることを示しており、警報は大きな流行の発生、継続が疑われることを示します。

水痘の発令基準は、注意報については1定点当たりの受診患者数が1週間で1人を超えた場合、警報については同じく2人を超えた場合に発令され、警報発令後は1定点当たりの受診患者数が1人を超えると警報が継続されます。なお、水痘の警報及び注意報の基準値は、平成30年第36週より改正されています。

水痘の警報・注意報についての詳細は、国立感染症研究所感染症情報センターのホームページで御覧になれます。（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/sa/varicella.html>）

全道の水痘の流行状況は北海道感染症情報センターのホームページで御覧になれます。

（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/604/map.html>）